

4. 違反の概要

(1) 運賃料金変更事前届出違反

(道路運送法第9条の2第1項)

(2) 輸送の安全及び旅客の利便確保のための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

① 運送引受書の交付義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)

② 点呼の記録義務違反【記載事項の不備】

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

③ 乗務員台帳の作成義務違反【記載事項の不備】

(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

④ 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

⑤ 整備管理者選任等届出義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

(道路運送車両法第52条)

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当：高山、小松

TEL：022-791-7532